【商標法:論点】

周知商標に類似する商標の不正目的による商標登録について、事案に則して提起できる「商標登録の無効の審判」、不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の知識を問うとともに、不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」における駆け込み使用防止についての規定の理解度をみる。

1.設問(1)について

商標登録の無効の審判 不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」

2.設問(2)について

登録商標の「不正の目的をもって使用する」ことの類型 実際の使用のないとき 実際の使用のあるとき

3. 設問(3) について

不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の請求に対する駆け込み使用の 防止

不使用を理由とする「商標登録の取消しの審判」の原則 駆け込み使用防止の例外 正当理由(駆け込み使用とは認められない場合)